

令和3年第1回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第1号
受理年月日	令和3年2月12日
件名	「選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市朝日2丁目238番地WRG A-1308 尾 関 行 雄
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工藤日出夫、今 関 公 美

【請願趣旨】

結婚して氏を改めなければならないことで、約95%が夫の氏で婚姻届が提出されているのが現実であります。今年の正月のテレビドラマで、若いカップルは夫婦別姓が実現するまで婚姻届をしないで事実婚を続け、妊娠を機に婚姻届を提出しました。これが今の日本の夫婦の現実であり、95%は女性が氏を改めています。夫婦の氏の選択は思想とかイデオロギーではなく、親の氏を使ってきた実績であり、結婚で氏を改めることが生活をしていく上で困るからです。「夫婦同姓制度」により、改姓によって築き上げてきたキャリアが中断されたり、不便を堪えながら事実婚を選ぶ夫婦が現実です。選択制夫婦別姓に反対している方々は「家制度と家族の絆が壊れる」、「子どもがかわいそう」、「離婚が増える」などを理由にしていますが、日本の戸籍制度は既に崩壊しつつあり、その訳は夫婦が離婚した時に結婚で氏を改めた方が婚姻中の氏を継続できるようになったからで、更にいえば、外国人と国際結婚したカップルは夫婦別姓であることで、明治時代の戸主＝筆頭者を中心とした家制度は現在の多様化時代には適していないのです。また、夫婦と2人姉妹の4人家族で姉が夫の氏で結婚したとした場合、家族の氏はいずれなくなってしまうことになります。

いずれにしても多様化している世の中で、夫婦同姓を当然と考えたり、諦めたりする女性が多く、逆に妻の氏で結婚した男性も氏を改めたことで女性と同じ気持ちになるのです。すなわち「夫婦同姓」は結婚する2人のどちらかに悲しい思いをさせることになるのです。選択制夫婦別姓は世界各国当たり前で、夫婦強制的同姓は日本のみです。選択肢を持てる民法第750条の改正を求める声が広がっており、2018年2月内閣府が公表した世論調査結果では、法改正賛成と容認が66.9%、反対が29.3%で、賛成が反対を大きく上回っています。選択制夫婦別姓の導入に向けた機運は大きく高まっており、政府の責務になっています。

【請願事項】

北本市議会は国に対して、民法の改正と関連法令の改正を強く求めることを市議会として意見書を採択して地方自治法第99条の規定により意見書を国に提出していただきたく請願いたします。

議提第1号

選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

会議規則第14条の規定により、選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書を次のとおり提出する。

令和3年3月24日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	村田	裕子
賛成者	北本市議会議員	金森	すみ子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美
賛成者	北本市議会議員	岡村	有正
賛成者	北本市議会議員	桜井	卓
賛成者	北本市議会議員	日高	英城
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	松島	修一
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明

北本市議会議長 滝瀬 光 一 様

選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

民法第750条により、婚姻時に夫婦の氏をどちらかに定めなければならず、現況約96%が夫の氏に称されています。

氏が変わることで、営業実績や特許取得、論文発表など、実績や取得したものが、同一人物と認識されない恐れがあることから、やむを得ず事実婚を選択、あるいは離婚の際に復氏を選択できず、亡くなった時に氏が異なることを理由として親と同じお墓への埋葬が許されないことがあるなど、そもそも強制的夫婦同姓でなければ起こらなかったであろう、このような弊害が、女性の社会進出と共に顕著となっています。

2018年2月内閣府が公表した世論調査では、法改正の賛成及び容認が66.9%で反対の29.3%を大きく上回っています。また、最近では、2020年10月の早稲田大学法学部の棚村政行研究室と選択的夫婦別姓・全国陳情アクションによる47都道府県「選択的夫婦別姓」意識調査によれば、夫婦同姓・別姓選択制に賛成70.6%、反対が14.4%となっています。

強制的夫婦同姓は日本のみであり、また、2015年12月16日の最高裁判所の判決では、現在の強制的夫婦同姓を合憲としつつも、制度の在り方は社会の受け止め方に依拠するものであるため、国会で議論し、判断されるべき事柄であると指摘されています。

さらに1988年2月16日の最高裁判所の判決では、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである。」と示されています。

これらのことから、個人の人格権を尊重するとともに多様性を認める、選択的夫婦別姓の導入が必要であると考え、国に対し民法の早期改正を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣